

令和元年7月

入札参加者の皆さまへ

大阪市住宅供給公社

工事請負契約に係る最低制限価格における算定式について

大阪市住宅供給公社では、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、最低制限価格を設定していますが、その範囲及び算定式については、次のとおりです。

詳しくは、「工事請負契約に係る最低制限価格設定基準」をご覧ください。

記

1 最低制限価格の範囲

予定価格算出の基礎となる額 $\times 0.75 \sim 0.92 \times A$

※Aは、10,000分の9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数です。

2 最低制限価格の算定式

建築工事等

(建築工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む)

項目	算定式
直接工事費 (直接工事費－現場管理費相当額※)	公社設計金額の97%
+	+
共通仮設費	公社設計金額の90%
+	+
現場管理費 (現場管理費＋現場管理費相当額※)	公社設計金額の90%
+	+
一般管理費等	公社設計金額の55%

×A

※現場管理費相当額は、直接工事費の10%とします。